

南九州市告示第87号

南九州市工事成績評定通知実施要領の一部を改正する要領を次のように定めた。

令和8年3月30日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市工事成績評定通知実施要領の一部を改正する要領

南九州市工事成績評定通知実施要領（平成20年南九州市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第3号中「耕地林務課長」を「農林整備課長」に改め、同項第4号中「建設課長」を「建設水道課長」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。